

2022年1月12日

株 主 各 位

東京都東久留米市前沢五丁目 32 番 23 号
のむら産業株式会社
代表取締役社長 清川 悦男

第 57 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第 57 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月28日（金曜日）午後1時00分
2. 場 所 東京都東久留米市前沢五丁目 32 番 23 号
のむら産業株式会社 本店会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第 57 期（2020 年 11 月 1 日から 2021 年 10 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 57 期（2020 年 11 月 1 日から 2021 年 10 月 31 日まで）計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役 6 名選任の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

のむら産業株式会社 代表取締役社長 清川 悦男

2. 議案および参考事項

議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
清川 悦男 【再任】 (1960年1月14日生)	1978年4月 日野自動車工業株式会社(現日野自動車株式会社)入社 1981年12月 当社入社 1995年4月 当社東京営業所長 就任 1996年10月 当社首都圏営業本部長 就任 1997年12月 当社取締役首都圏事業部長 就任 2000年12月 当社常務取締役 就任 2009年12月 当社代表取締役社長 就任 2013年7月 当社専務取締役 就任 2015年12月 当社代表取締役専務 就任 2016年10月 当社代表取締役社長 就任(現任) <重要な兼職の状況> 山葉印刷株式会社 取締役 パックウェル株式会社 取締役	139,075株
[取締役候補とした理由] 清川悦男氏は、当社の機械技術部門、営業部門を長く経験した後、営業部門の部門長を歴任し、現在は代表取締役として当社の経営を担っております。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といいたしました。		

氏 名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
堀 田 正 仁 【再任】 (1955年9月11日生)	1980年 4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 2006年 8月 当社出向総務経理部長 就任 2007年 8月 当社入社総務経理部長 就任 2013年 7月 当社取締役総務経理部長 就任 2016年12月 当社常務取締役 就任(現任) <重要な兼職の状況> 山葉印刷株式会社 代表取締役社長	41,500 株
[取締役候補とした理由] 堀田正仁氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社の管理部門で活かし、現在は常務取締役として、当社の機械部門、包装資材部門を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。		

氏 名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
松 本 博 【再任】 (1970年3月25日生)	1992年 4月 椿本興業株式会社入社 2002年 2月 株式会社イナベアリング(現シェフラー ジャパン株式会社) 入社 2002年 4月 当社入社 2011年 4月 当社機械事業部長 就任 2014年 8月 当社経営企画部長 就任(兼任) 2015年12月 当社取締役機械事業部長 就任 2018年 1月 当社取締役営業本部長 就任(現任) <重要な兼職の状況> バックウェル株式会社 取締役	27,500 株
[取締役候補とした理由] 松本博氏は、当社の機械および営業部門を経験した後、機械および営業部門の部門長を歴任し、現在は取締役として当社の営業部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。		

氏名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
西澤賢治 【再任】 (1964年3月12日生)	1987年 4月 下元産商株式会社入社 1988年 8月 株式会社ケーブルテレビジョン東京 (現株式会社ジェイコム東京) 入社 1996年 8月 当社入社 2013年 4月 当社首都圏営業部首都圏第2営業部長 就任 2014年 8月 当社経営企画部長 就任 2017年 4月 当社社長室長 就任 (兼任) 2018年 1月 当社取締役 就任 (管理部門管掌) (現任)	27,350 株
[取締役候補とした理由] 西澤賢治氏は、当社の各部門を経験した後、営業および経営企画部門の部門長を歴任し、現在は取締役として当社の管理部門全体を統括しております。また、当社の経営全般に対する管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。		

氏名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
松本弘之 【新任】 (1957年12月16日生)	1982年 4月 日本発条株式会社入社 2005年 6月 日発販売株式会社出向 2016年 4月 同社入社 執行役員技術本部副本部長 就任 2018年 4月 同社執行役員技術本部本部長 就任 2018年 4月 株式会社東洋富士製作所取締役 就任 2019年 4月 日発販売株式会社 常務執行役員技術本部本部長 就任 2020年 4月 同社顧問就任 2020年11月 当社入社機械部長代理 就任 2021年 3月 日発販売株式会社顧問 退任 2021年 5月 当社機械部長 就任	一株
[取締役候補とした理由] 松本弘之氏は、幅広い業界分野で培った研究開発、製品設計、品質保証、製造など、豊富な技術的知識と経験を有し、現在は当社の機械部長として機械部門を管理しております。前職での執行役員としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行えるものと判断し、新任取締役候補といたしました。		

氏 名	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株式の数
松井敏行 【再任】 (1952年5月18日生)	1975年 4月 住友重機械エンバイロテック株式会社 (現住友重機械エンバイロメント株式会 社) 入社 1986年 9月 松坂貿易株式会社 (現株式会社マツボー) 入社 1996年 6月 同社粉体機械第二部長 就任 2002年 6月 同社取締役粉体部門長 就任 2011年12月 同社常務取締役粉体部門長 就任 2013年 6月 同社専務取締役 就任 2014年 6月 同社代表取締役 就任 2018年 6月 当社顧問 就任 2019年 1月 当社社外取締役 就任 (現任)	1,250 株
<p>[社外取締役候補とした理由]</p> <p>松井敏行氏は、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しております。経営者としての経験を活かし、当社の経営全般に対する管理・監督を行えるものと判断し、社外取締役候補といたしました。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者松井敏行氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は松井敏行氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、松井敏行氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中である2022年12月20日に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

第57期
事業報告

自 2020年11月 1日
至 2021年10月31日

のむら産業株式会社

事業報告

自 2020 年 11 月 1 日
至 2021 年 10 月 31 日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行により企業活動の制限や個人消費の低迷など社会・経済活動の停滞を余儀なくされ、依然として厳しい状況となりました。ワクチン接種をはじめとする感染対策の効果や海外経済の回復により、景気の改善の兆候は見られ、感染者数の減少傾向も認められるものの、感染再拡大による景気の下振れリスクは残っており、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要取引先であるコメ流通業界におきましても、少子高齢化による人口減や食の多様化により国内のコメの消費量が毎年減少傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の流行により、巣ごもり需要の増加などで家庭用向け精米販売は堅調に推移しましたが、外出自粛等による外食店の需要減などにより業務用向け販売が減少している状況が続いております。

また、物流業界においては、ネット購入の拡大などにより通販向け梱包資材等の販売は堅調に推移しましたが、卸業・製造業向けの梱包資材等の販売は、回復傾向が認められるものの、厳しい状況が続いております。

このような状況下において、当社グループは将来にわたる持続可能なビジネス機会と収益性を確保するために、中期経営方針として「既存事業の強化」、「新規事業・新規市場の基盤構築」、「成長戦略の推進」、「株式上場準備および組織基盤の整備」を掲げ、事業展開を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高 50 億 68 百万円（前期比 3.5%増）、売上総利益 12 億 69 百万円（同比 2.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は 9 億 52 百万円（同比 2.7%減）となり、当連結会計年度の営業成果である営業利益は 3 億 16 百万円（同比 19.7%増）、経常利益は 3 億 24 百万円（同比 22.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 2 億 5 百万円（同比 274.1%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、サーバーやOA機器など7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては銀行借入を含む資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区分	2019年10月期	2020年10月期	2021年10月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	5,047,421	4,898,835	5,068,291
経常利益 (千円)	306,012	265,243	324,655
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	181,345	54,894	205,377
1株当たり当期純利益 (円)	130.31	39.45	147.58
純資産額 (千円)	1,038,615	1,054,748	1,256,344
総資産額 (千円)	3,495,663	3,166,871	3,468,606

(注) 1. 2020年8月12日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。
そのため、2019年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 2019年10月期より連結財務諸表を作成しております。

(9) 対処すべき課題

今後ののむら産業及びグループ子会社を取り巻く経営環境は、米穀業界の卸再編など顧客の統廃合が進むなどにより先が見通せない場合や、さらには新型コロナウイルス感染症の収束が遅れ、業務用向け販売が十分に回復しない場合、厳しさを増すものと思われま。当社グループといた

しましては、このような環境を打破するために「成長戦略」を策定し、その実現に引き続き取り組んでまいります。

また、現状のフィールドだけでは企業として大きな成長を見込むことが難しいため、さらなる「成長戦略の実現」を早期に実現することを考えております。また、社内体制の強化を図ると共に、基幹システム等の改良と業務改善に伴う事業の効率化を実現することなどが当社に更なる発展をもたらすカギと考えております。

2022年10月期（第58期）の年度経営方針として次の4施策を実行する計画です。

①既存事業の強化

（包装関連事業）

包装資材部門では、差別化した製品・サービスを拡販し、新規顧客の開拓と重点顧客のシェア拡大を目指します。具体的には商品力（コスト、スピード、品質）の向上と安定供給を図り、成長が見込まれる取引先ならびに外食産業、量販店などの新たな顧客作りの展開を図ります。また、仕入先の見直しなどにより利益の改善を図ります。

包装機械部門では、機械部門を強化することで品質強化と生産能力の向上を図るとともに、顧客ニーズに対応した製品の改善・改良を行い、設備導入の需要を掘り起こすことで、売上と利益の向上を図ります。また、アジアを中心とした海外輸出を増やすため、市場調査を行い、製品開発の方向性を策定いたします。

同時に西日本エリアで差別化した製品を広め、当該地域の重点顧客に対し積極攻勢をかけてまいります。

（物流梱包事業）

物流梱包事業につきましては、物流業界の市場規模につき緩やかな拡大基調が予測され、省力化・自動化に伴う新たな需要が期待できる中、大手ネット通販業者等への販促強化、商品力強化のための新たな仕入先の開拓などに取り組み、売上と利益の増強を図ってまいります。

②新規事業・新規市場の基盤構築

市場ニーズの発掘と商材開発を行うとともに、子会社及び業務提携先企業との連携を深め、新規事業の基盤構築を図っていきます。また、これと並行してロールチューブ式包装機の需要開拓に努め、米穀以外の市場へ機械及び包材の販売を拡大していきます。さらに、農産物市場、施設園芸関連市場、物流梱包市場等におけるニーズを拾い、取扱い商材の開発・拡充を図ります。

③成長戦略

資本政策の一環である安定株主との業務提携を進め、既存事業の強化、新市場の基盤構築に活かしてまいります。

④組織基盤整備

人員強化と教育機会を充実させ、戦略的で適正な人材配置と評価・報酬システムの定着を図ります。また、内部統制に耐えうる業務体制の適正化と、基幹システムの改良等による業務の効率化を図り、強い組織作りを進めてまいります。さらには、コンプライアンス（法令遵守）とリスク管理に努めることで社会的信用の向上を図るとともに、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題に対する取り組みを推進してまいります。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業 の内容
山葉印刷株式会社	10,000	100	包装関連事業
パックウェル株式会社	49,006	100	物流梱包事業

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社および連結子会社2社（山葉印刷株式会社、パックウェル株式会社）から構成されており、包装資材・計量包装機械を主に取り扱う包装関連事業と物流におけるパッケージに関連する資材と機械を取り扱う物流梱包事業を展開しております。

(12) 主要な事業所（2021年10月31日現在）

事業		名称	所在地
当社	包装関連事業	本社	東京都東久留米市
		札幌営業所	北海道札幌市白石区
		東北営業所	宮城県仙台市宮城野区
		静岡出張所	静岡県静岡市清水区
		関西出張所	兵庫県神戸市西区
子会社	包装関連事業	山葉印刷株式会社	埼玉県草加市
	物流梱包事業	パックウェル株式会社	埼玉県さいたま市桜区

(13) 従業員の状況 (2021年10月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)
包装関連事業	73
物流梱包事業	14
全社 (共通)	12
合計	99

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社 (共通) は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
76名	43歳3ヶ月	11年1ヶ月

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数に非常勤役職員は含まれておりません。
2. 平均勤続年数は営業開始日から計算しております。
3. 労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に継続されております。

(14) 借入先及び借入額 (2021年10月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
みずほ銀行	322,854
りそな銀行	113,950
合計	436,804

(15) 企業集団の現況に関するその他の重要事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年10月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,391,625株 (自己株式154,625株を除く)
(3) 株主総数 21名

(4) 大株主（上位 10 名）

氏名または名称	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
MCP4 投資事業有限責任組合	761,150	54.70
清川悦男	139,075	9.99
株式会社サタケ	111,350	8.00
シコー株式会社	69,675	5.01
アルク産業株式会社	68,200	4.90
堀田正仁	41,500	2.98
のむら産業社員持株会	39,075	2.81
松本博	27,500	1.98
西澤賢治	27,350	1.97
ニューロング株式会社	25,000	1.80
株式会社マグトロニクス	25,000	1.80

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は小数点第 3 位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び 担当	重要な兼職の状況
清川 悦男	代表取締役	山葉印刷株式会社 取締役 パックウェル株式会社 取締役
堀田 正仁	常務取締役 機械部担当	山葉印刷株式会社 代表取締役
松本 博	取締役 営業本部担当	パックウェル株式会社 取締役
西澤 賢治	取締役 管理部門担当	
松井 敏行	取締役	
大山 浩然	常勤監査役	山葉印刷株式会社 監査役 パックウェル株式会社 監査役
堀 公人	監査役	堀公認会計士事務所 代表 リアルリンク国際投資顧問株式会社 監査役 株式会社イグアス 監査役 税理士法人東京ユナイテッド 社員 サムティ・ジャパンホテル投資法人 監督役員
杉山 宏旨	監査役	

- (注) 1. 取締役の松井敏行氏は会社法第2条15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の堀公人氏及び杉山宏旨氏は会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の堀公人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の変動
(退任)
2021年8月20日の臨時株主総会終結の時をもって、佐藤正秀氏が取締役を退任いたしました。
5. 当事業年度中の重要な兼職の状況の変更
監査役の堀公人氏は2020年12月に税理士法人東京ユナイテッドの社員に新たに就任しております。また、2021年11月にサムティ・ジャパンホテル投資法人監督役員に新たに就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、取締役および監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を、2018年10月26日開催の取締役会で決議した「役員報酬に関する内規」で定めております。株主総会においてその総枠を決議し、取締役報酬は配分方法の取扱いを取締役会で協議した上で社長が決定し、監査役報酬は監査役協議もしくは監査役会の決議により決定することとしております。

当社の取締役および監査役の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役については2015年12月11日、監査役については2018年7月27日であり、決議の内容は次のとおりであります。

(取締役報酬)

総額を年額200,000千円以内としております。

(監査役報酬)

総額を年額20,000千円以内としております。

②取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 6名 54,600千円(うち社外 2名 2,400千円)

監査役 3名 9,600千円(うち社外 2名 4,200千円)

(注) 全て金銭報酬であります。また、業績連動報酬はありません。

(3) 会社役員との間の利益が相反する取引

該当事項はありません。

(4) 社外取締役および社外監査役との関係

①社外取締役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

松井取締役は開催された取締役会16回全てに出席し、機械・設備の輸入・販売事業で培った豊富な知識と経験を有しており、また、経営者としての経験も活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

②社外監査役に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

堀監査役が代表を兼務する堀公認会計士事務所、監査役を兼務するリアルリンク国際投資顧問株式会社、株式会社イグアス、社員を兼務する税理士法人東京ユナイテッド、監督役員を兼務するサムティ・ジャパンホテル投資法人と当社間に特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

堀監査役は、開催された取締役会 16 回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

杉山監査役は、開催された取締役会 16 回全てに出席し、金融機関で培った豊富な知識と経験を活かし、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

また、堀監査役および杉山監査役は、当事業年度開催の監査役会 13 回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間において、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

30,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬の見積の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、その他会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、2020年2月21日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、本方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用しております。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 「コンプライアンス規程」を定め、取締役・使用人に対して企業倫理・法令遵守の徹底を図る。
 - (2) 社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を審議し、コンプライアンス体制の実効性を高めるための教育・啓蒙を実施し、コンプライアンス体制の整備を図る。
 - (3) 内部通報制度として、社内における窓口を「管理部」、社外における窓口を「社外監査役」とし、「内部通報制度運用規程」に基づき運用する。
 - (4) 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスは顧問弁護士より受ける体制を構築する。
 - (5) 反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、排除に向けて対応する。
 - (6) 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

<上記体制の運用状況>

当事業年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスに関する教育・啓蒙の実施状況や体制整備状況、内部通報制度の運用状況を確認しております。また、その内容を取締役に報告しております。

内部監査室は、定期的に監査を行い、法令・定款違反等の業務執行行為を発見した場合、当社代表取締役及び監査役に報告することとしております。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」を定め、文書の重要性により保管期間、保管部署を明確にし、職務の執行に必要な文書の保管を行い、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 「情報取扱管理規程」を定め、情報の取扱いに関する体制及び基本ルールを構築する。

<上記体制の運用状況>

取締役会を含む重要な会議の内容及び決裁を含む取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「職務権限規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録保存、管理しております。

3. 当会社の損失の危険に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、リスクの防止及び会社損失の最小化を図る。
- (2) 社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、リスク管理の検討、審議、指導を行う。
- (3) 突発的な事故発生等、全社的な対応が重要である場合（「緊急事態」）は、社長を責任者とする緊急対策本部を直ちに設置し対応する。
- (4) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、必要に応じて取締役会、監査役会及びリスク・コンプライアンス委員会へ報告する。

<上記体制の運用状況>

「リスク・コンプライアンス委員会」で、当社の事業を営む上でのリスクの検討を行い「当社の事業を営む上でのリスク一覧」として取りまとめを行っております。

当事業年度は「リスク・コンプライアンス委員会」を4回開催し、当社の事業を営む上でのリスクを含め、リスク管理に関する検討、審議等を行っております。また、その内容を取締役に報告しております。

4. 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 「取締役会」は、経営上の重要な事項の決定及び業務執行の監督を行う。「取締役会」に次ぐ重要な機関として「経営会議」を設置し、経営戦略等を協議する。
- (2) 経営理念に基づき事業遂行のための中期経営計画及び年度事業計画を策定し、この計画を達成するために目標管理を行う。
- (3) 「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づき、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。

<上記体制の運用状況>

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。毎月1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当事業年度において取締役会は16回開催しております。また、経営会議を月1回開催し、年度事業計画等を達成するための目標管理及び諸施策を事前に議論し、経営活動の迅速化と効率化を推進しております。

5. 当会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

- (1) 当会社及び子会社（以下「グループ」という。）は、グループ全体のコンプライアンス推進活動を実践し、法令遵守・企業理念意識をグループ企業全体へ浸透させ、統制活動の醸成に努める。
- (2) グループ企業として総合的な事業の発展を図るため、「関係会社管理規程」等において、子会社に関する管理上の基本事項を定め、業務の適正化と適正な管理を行う。
- (3) 当会社の「経営会議」において、子会社各社から経営計画、経営状況、事業実績等を報告させ確認することにより、グループ全体の統括・管理を行い、グループの経営基盤の強化を図る。
- (4) 当会社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施する。

- (5) 当会社の監査役は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (6) 子会社には原則として取締役または監査役を派遣し、当会社の意思を経営に反映させるものとする。
- (7) 当会社は、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「内部通報制度運用規程」を子会社各社にも準用させるものとする。

<上記体制の運用状況>

各子会社社長は、当社の「経営会議」及び「リスク・コンプライアンス委員会」に出席しております。また、監査役及び内部監査室は定期的に各子会社監査を実施しております。

6. 当会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (2) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査役会の同意を必要とし、取締役会からの独立を確保するものとする。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指揮命令に従わなければならない。

<上記体制の運用状況>

監査役より職務補助の要請があるときには、要請内容を尊重し、管理部等関係部署の使用人に監査役の職務の補助をさせることとしております。

7. 当会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 次に掲げる監査役への報告に関する体制を整備する。
 - ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ② 子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - (2) 監査役は、「取締役会」、「経営会議」のほか、必要に応じて「子会社の取締役会」、重要な各種会議・委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるができるものとする。
 - (3) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧できるものとする。
 - (4) 内部監査部門は、監査役と常時、情報交換を行うほか、内部監査資料を提供する。
 - (5) 内部通報窓口は、受領した内部通報を監査役に報告する。
 - (6) 上記の報告及び通報をしたものは、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないものとする。

<上記体制の運用状況>

監査役は、取締役会、経営会議及び子会社取締役会等の会議に出席し、経営状態、意思決定プロセスをチェックしております。また、監査役に稟議書その他業務執行に関する書類（電磁的媒体を含む）について回付もしくは閲覧に供しています。

内部監査室は、監査役に内部監査に関わる状況と監査結果を報告しております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役請求等に従い円滑に行うものとする。

<上記体制の運用状況>

監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役請求等に従い円滑に行っております。

9. その他当社の監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的な会合をもち、意見交換のほか意思疎通を図るものとする。

- (1) 当社の監査役は、当社の会計監査人、内部監査部門と緊密な連携を保てるよう、積極的に意見及び情報の交換を行う。
- (2) 当社の監査役は、当社の「監査役会規程」、「監査役監査基準」に則り監査を行う。

<上記体制の運用状況>

代表取締役は、監査役と定期的な会合をもち、意見交換のほか意思疎通を図っております。また、監査役は、監査の実効性を高めるため、必要に応じて会計監査人、内部監査室と連携しております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、経理規程及び各種管理規程を設け、適切な会計処理を行えるように努めるものとする。

<上記体制の運用状況>

経理規程及び各種経理関係規程に基づき、適切な会計処理を行っております。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図る。
- (2) 当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識する。

- (3) 社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は管理部と定め「反社会的勢力対応規程」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努める。
- (4) 各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図る。

<上記体制の運用状況>

全ての取締役・使用人が、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき日常の企業活動を実践するよう周知徹底しております。

7. 剰余金の配当の決定に関する方針

(1) 中長期的な方針

当社は中長期的な視点から事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続に加えて、内部留保金の蓄積による財務体質強化を基本方針としております。

(2) 当期配当の理由

当社は第 48 期（2012 年 10 月期）を最後に配当は実施しておりませんでした。第 55 期（2019 年 10 月期）において目標としていた当社株式の新規上場準備が整ったこと、またこの間に多くの関係者の方々に当社株主になって頂いたことに鑑み、第 55 期（2019 年 10 月期）から配当を再開いたしました。第 57 期においても株主の皆様への安定配当の継続という中長期的な方針に基づき、配当を実施する予定であります。

なお、当社は、会社法第 459 条第 1 項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

決議年月日 : 2021 年 12 月 14 日 取締役会
配当金支払開始日 : 2022 年 1 月 13 日
配当金の総額 : 40,357 千円
1 株当たり配当金 : 29 円

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 株式会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

連結計算書類

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 2020 年 11 月 1 日

至 2021 年 10 月 31 日

連結計算書類は、会社法第 444 条 1 項及び計算規則第 61 項に基づき作成しております。

のむら産業株式会社

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,470,557	流動負債	1,840,998
現金及び預金	863,061	支払手形及び買掛金	459,865
受取手形及び売掛金	984,628	電子記録債務	996,422
電子記録債権	116,980	短期借入金	19,990
商品及び製品	167,227	1年内返済予定長期借入金	128,412
仕掛品	251,886	リース債務	14,496
原材料及び貯蔵品	71,965	未払法人税等	79,341
その他	15,190	未払消費税等	19,645
貸倒引当金	△382	賞与引当金	59,043
		製品保証引当金	1,548
		その他	62,233
固定資産	998,048	固定負債	371,263
有形固定資産	706,300	長期借入金	288,402
建物及び構築物	253,805	リース債務	42,563
機械装置及び運搬具	3,382	退職給付に係る負債	10,357
土地	400,435	資産除去債務	22,346
リース資産	42,276	繰延税金負債	7,595
その他	6,400		
無形固定資産	126,771	負債合計	2,212,262
のれん	115,979		
その他	10,792	(純資産の部)	
投資その他の資産	164,977	株主資本	1,221,372
投資有価証券	135,020	資本金	80,000
繰延税金資産	6,717	資本剰余金	—
その他	23,552	利益剰余金	1,370,217
貸倒引当金	△312	自己株式	△228,845
		その他の包括利益累計額	34,972
		その他有価証券評価差額金	34,972
		純資産合計	1,256,344
資産合計	3,468,606	負債・純資産合計	3,468,606

連結損益計算書

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		5,068,291
売上原価		3,799,152
売上総利益		1,269,138
販売費及び一般管理費		952,533
営業利益		316,605
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	187	
保険解約返戻金	8,477	
為替差益	651	
固定資産売却益	1,483	
その他	728	11,529
営業外費用		
支払利息	2,613	
固定資産除却損	211	
リース解約損	564	
その他	89	3,479
経常利益		324,655
税金等調整前当期純利益		324,655
法人税、住民税及び事業税	112,795	
法人税等調整額	6,482	119,278
当期純利益		205,377
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		205,377

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

(単位：千円)

株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主本合計
当期首残高	80,000	-	1,175,972	△228,845	1,027,127
当期変動額					
剰余金の配当			△11,133		△11,133
親会社株主に帰属する当期純利益			205,377		205,377
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当期変動額合計			194,244		194,244
当期末残高	80,000	-	1,370,217	△228,845	1,221,372

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	27,620	27,620	1,054,748
当期変動額			
剰余金の配当			△11,133
親会社株主に帰属する当期純利益			205,377
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,351	7,351	7,351
当期変動額合計	7,351	7,351	201,595
当期末残高	34,972	34,972	1,256,344

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

山葉印刷株式会社

パックウェル株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

その他 3年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度の発生見込額を計上しております。また、個別の無償保証に係る修理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、7年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

パックウェル社に対するのれん 115,979千円

②会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合は、減損損失の認識の要否を判定し、判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

以上の方針に従い検討した結果、当連結会計年度において、当該のれんに減損の兆候はないと判断しております。

のれんの減損の兆候の有無の判定においては、主にのれんが帰属する資産グループから生じる営業損益及び将来の事業計画等を用いており、将来の事業計画には成長率、売上構成比の見通し及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与えている事象であり、当感染症の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは現時点では困難なことから、当社では外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後緩やかに回復するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化するなど、上記仮定に変化が生じた場合には、将来の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表等に関する注記

1. 連結会計年度末日満期手形等

受取手形	4,080 千円
電子記録債権	237 千円
支払手形	10,009 千円
電子記録債務	24,216 千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

226,950 千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,546,250 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年1月25日 定時株主総会	普通株式	11,133	8	2020年10月31日	2021年1月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月14日 取締役会	普通株式	40,357	29	2021年10月31日	2022年1月12日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入によって調達しております。デリバティブは、主に米国からの商品輸入取引における為替相場変動リスクを軽減する目的で使用することがあり、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、連結子会社の商品輸入取引により生じる外貨建営業債務等は、為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、主に事業におけるシナジー効果を目的とした子会社株式の取得や設備投資等を目的とした資金調達であり、返済期日は決算日後、最長4年であります。変動金利を適用しており、金利変動リスクに晒されております。デリバティブ取引は、外貨建営業債務等の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び購買管理規程等に従い、各部門担当者は必要に応じて信用調査を行うとともに、取引基本契約書等の締結を職務権限規程及び決裁権限一覧表に基づく決裁を行い、取引相手ごとに期日管理及び残高管理をすること等により財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

連結子会社の外貨建営業債務等について、為替変動リスクに対して、原則として先物予約を利用してヘッジしております。投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告による事業計画等に基づき、月次ベースでの資金繰り実績及び予測表を作成する方法により、当該リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2参照）。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	863,061	863,061	—
(2) 受取手形及び売掛金	984,628		
(3) 電子記録債権	116,980		
貸倒引当金（※1）	△380		
	1,101,227	1,101,227	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	60,540	60,540	—
資産計	2,024,829	2,024,829	—
(5) 支払手形及び買掛金	459,865	459,865	—
(6) 電子記録債務	996,422	996,422	—
(7) 短期借入金	19,990	19,990	—
(8) 長期借入金（※2）	416,814	416,814	—
負債計	1,893,091	1,893,091	—
(9) デリバティブ取引	—	—	—

（※1）受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）長期借入金には1年以内に返済予定の金額を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、並びに (7) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(8) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金は、金利が一定期間ごとに公開される変動金利条件となっているため、時価帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(9) デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 74,480 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	902 円 79 銭
1株当たり当期純利益	147 円 58 銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

計算書類

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 57 期

自 2020 年 11 月 1 日

至 2021 年 10 月 31 日

計算書類及びその附属明細書は会社法第 435 条 2 項及び計算規則第 59 条に基づき作成しております。

のむら産業株式会社

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,851,736	流動負債	1,606,556
現金及び預金	541,424	支払手形	9,686
受取手形	94,847	電子記録債務	995,860
電子記録債権	111,359	買掛金	315,283
売掛金	748,557	1年内返済予定長期借入金	128,412
商品及び製品	36,959	リース債務	5,129
原材料及び貯蔵品	62,214	未払金	5,298
仕掛品	251,557	未払費用	23,222
前払費用	4,943	未払法人税等	32,735
その他	154	未払消費税等	15,215
貸倒引当金	△281	前受金	11,696
		賞与引当金	49,647
		製品保証引当金	1,548
		その他	12,818
固定資産	1,443,140	固定負債	312,194
有形固定資産	605,803	長期借入金	288,402
建物	217,216	リース債務	9,887
構築物	2,192	退職給付引当金	6,309
機械及び装置	133	繰延税金負債	7,595
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	4,152		
土地	378,511	負債合計	1,918,750
リース資産	3,598	(純資産の部)	
無形固定資産	10,792	株主資本	1,341,154
ソフトウェア	309	資本金	80,000
リース資産	10,482	利益剰余金	1,489,999
投資その他の資産	826,544	利益準備金	20,200
投資有価証券	135,020	その他利益剰余金	1,469,799
関係会社株式	674,625	建物圧縮積立金	40,379
長期前払費用	1,746	繰越利益剰余金	1,429,420
その他	15,152	自己株式	△228,845
		評価・換算差額等	34,972
		その他有価証券評価差額金	34,972
		純資産合計	1,376,126
資産合計	3,294,877	負債・純資産合計	3,294,877

損益計算書

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		4,274,923
売上原価		3,290,689
売上総利益		984,233
販売費及び一般管理費		717,746
営業利益		266,487
営業外収益		
受取利息	68	
受取配当金	9,643	
保険解約返戻金	477	
固定資産売却益	1,483	
その他	415	12,087
営業外費用		
支払利息	2,148	
その他	271	2,420
経常利益		276,154
税引前当期純利益		276,154
法人税、住民税及び事業税	80,618	
法人税等調整額	9,070	89,688
当期純利益		186,465

株主資本等変動計算書

(自 2020年11月1日 至 2021年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
			建物圧縮 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	80,000	20,200	41,406	1,253,059	1,314,666	△ 228,845	1,165,821
当期変動額							
剰余金の配当				△11,133	△11,133		△11,133
当期純利益				186,465	186,465		186,465
建物圧縮積立金			△ 1,027	1,027			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			△ 1,027	176,360	175,332		175,332
当期末残高	80,000	20,200	40,379	1,429,420	1,489,999	△228,845	1,341,154

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	27,620	27,620	1,193,442
当期変動額			
剰余金の配当			△11,133
当期純利益			186,465
建物圧縮積立金			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,351	7,351	7,351
当期変動額合計	7,351	7,351	182,684
当期末残高	34,972	34,972	1,376,126

個別注記表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法

その他有価証券 : 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

: 時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品 : 個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料及び貯蔵品 : 総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 : 6年～50年

構築物 : 15年～20年

機械及び装置 : 12年

車両運搬具 : 2年

工具、器具及び備品 : 3年～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③製品保証引当金は、製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度の発生見込額を計上しております。また、個別の無償保証に係る修理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他の計算書類の作成のため基本となる重要事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 674,625 千円

② 会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

関係会社株式の減損処理の要否を検討するにあたり、1株当たりの純資産額を基礎として実質価額を算定し、当該実質価額と取得原価とを比較することにより減損処理の要否を判定しております。実質価額が取得原価に比べて著しく下落している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として減損処理しております。

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていませんが、将来の不確実な経済条件の変動等により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大は、経済や企業活動に広範な影響を与えている事象であり、当該感染症の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは現時点では困難なことから、当社では外部の情報源に基づく情報等を踏まえて、今後緩やかに回復するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化するなど、上記仮定に変化が生じた場合には、将来の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日、または決済日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	654 千円
電子記録債務	24,216 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 171,582 千円

(3) 偶発債務

子会社であるバックウェル株式会社の本社建物の賃貸契約に関し、当該契約で発生する支払賃料等の一切の債務について連帯保証を行っております。

賃料支払等債務	月額賃料 1,000 千円
---------	---------------

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	81 千円
短期金銭債務	18,069 千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引	
売上高	51 千円
仕入高	216,143 千円
その他	1,970 千円
営業取引以外の取引	
受取配当金	9,456 千円
その他	67 千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	154,625 株

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,130 千円
賞与引当金	16,919 千円
在庫評価減	5,406 千円
製品保証引当金	527 千円
退職給付引当金	2,150 千円
子会社株式取得費用	1,363 千円
その他	1,862 千円
繰延税金資産合計	31,360 千円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	△20,875 千円
有価証券評価差額金	△18,080 千円
繰延税金負債合計	△38,956 千円
繰延税金資産の純額	△7,595 千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	山葉印刷株式会社	直接 100%	3名	製品の生産委託	製品の仕入 (注1)	212,741	買掛金	18,067
				資金の貸付	貸付金の回収 (注2)	12,000	短期貸付金	—
					利息の受取 (注2)	67	長期貸付金	—

(注1) 製品の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 1. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 988円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 133円99銭

1 2. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月14日

のむら産業株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、のむら産業株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、のむら産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠

して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

る。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年12月14日

のむら産業株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 博貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、のむら産業株式会社の2020年11月1日から2021年10月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重

要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類

等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」により会社計算規則第131条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関し監査役に報告すべき事項について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当会社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当会社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月20日

のむら産業株式会社 監査役会

常勤監査役 大山 浩然 ㊟

社外監査役 堀 公人 ㊟

社外監査役 杉山 宏旨 ㊟

以 上